

改正

平成16年5月1日告示第45号

平成20年2月29日告示第12号

平成22年3月12日告示第20号

令和2年4月1日告示第89号

令和3年2月1日告示第5号

令和3年3月17日告示第40号

令和7年5月30日部長決裁

市営建設工事に係る指名競争入札における指名停止措置要綱

市営建設工事に係る指名競争入札における指名停止措置要綱（平成6年大船渡市告示第76号）の全部を改正する。

（目的）

第1 この要綱は、市営建設工事に係る指名競争入札参加資格者の指名停止の基準に関し必要な事項を定めることにより、市営建設工事の適正な施工を確保することを目的とする。

（指名停止）

第2 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、当該各号に定める適用基準の期間により、指名停止を行うものとする。

2 市長は、市営建設工事の請負契約のため指名を行うときは、指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。この場合において、指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

第3 市長は、第2第1項の規定により元請負人について指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 市長は、第2第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除

く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

- 3 市長は、第2第1項又は前項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4 市長は、有資格業者が一の事案により別表各号に掲げる2以上の措置要件に該当したときは、適用基準の期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。

- 2 市長は、有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合は、指名停止の期間を加重することができる。

(1) 同一の有資格業者が、指名停止の期間満了後3年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当する事案を発生させたとき。

(2) 同一の有資格業者が、同時期に、別表各号の措置要件に該当する複数の事案を発生させたとき。

(3) 同一の有資格業者が、指名停止期間中に、別表各号の措置要件に該当する事案を発生させたとき。

- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号に定める適用基準の期間を短縮して指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。

- 4 市長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため、又は有資格業者が極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号に定める適用基準の期間を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2倍まで延長することができる。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)

第5 市長は、有資格業者について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重することができる。

(1) 談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2号又は第3号の措置要件に該当したとき。

(2) 別表第2第2号又は第3号の措置要件に該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む）

む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 別表第2第2号の措置要件に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき。

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省庁の長などによる調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2号の措置要件に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(5) 市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項の規定をいう。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の6第2項の規定をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第3号の措置要件に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(6) 独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反した場合で、公正取引委員会の排除勧告、課徴金納付命令に対し審判手続が開始され、審決の結果、独占禁止法違反に該当すると判断された事業者で、当該審決に至る経緯、内容等から指名停止の期間を加重することが適当と認められるとき。

(7) 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反した疑いで、公正取引委員会の排除勧告又は課徴金納付命令を受けた場合で、審判手続が開始され審決が確定するまでの間に入札に参加又は市と契約を締結する際、有資格業者が当該工事の入札について談合を行っていない旨の誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第2第2号又は第3号の措置要件に該当したとき。

2 市長は、指名停止期間が満了した有資格業者について、別表第2第2号の措置要件に該当し、かつ、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができる。

3 市長は、有資格業者について独占禁止法違反等の不正行為により、別表第2第2号の措置要件に該当することとなった場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表された場合には、指名停止の期間を短縮することができる。

(指名停止期間の変更)

第6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由のあることが明らかになったときは、別表各号に定める適用基準の期間及び第4各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

2 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該指名停止に係る事案について責を負わないことが明らかになったときは、有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止期間の承継)

第7 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、合併、会社分割、営業譲渡等の組織変更により当該有資格業者の業務を承継した有資格業者があることが明らかになったときは、次のとおり当該指名停止に係る期間を承継させるものとする。

(1) 指名停止の期間中の有資格業者が消滅する会社合併の場合において次に該当するときは、当該指名停止に係る期間を承継させるものとする。

ア 承継した有資格業者の役員の半数以上が消滅する有資格業者の役員を兼ねているとき又は合併と同時に兼ねることとなるとき。

イ 消滅する有資格業者の役員又は役員であった者が承継した有資格業者の株式の過半数を保有するとき。

ウ 消滅する有資格業者と承継した有資格業者が親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にあるとき又は親会社を同じくする子会社同士の関係にあるとき。

エ アからウまでに該当しない場合で、合併比率が1対1以上のとき。

(2) 新設合併による指名停止の期間中の有資格業者の業務の承継については、前号の規定を準用する。

(3) 指名停止の期間中の有資格業者が会社分割を行ったときは、当該有資格業者の業務を承継した有資格業者全者に当該指名停止に係る期間を承継させるものとする。

(4) 指名停止の期間中の有資格業者から営業譲渡を受けた有資格業者については、営業譲渡の対象となる部門を第1号の消滅する有資格業者とみなして第1号の規定を適用する。

(報告等)

第8 市長部局及び市の行政機関の課長等（以下「各課長等」という。）は、その分掌する事務に関して有資格業者が別表各号に掲げる措置要件の一に該当すると認めたとき、第12の規定により指名停止に至らない事由に関する措置が必要であると認めたとき又は第6各項の一に該当する事

由が生じたときは、契約検査室長に対し遅滞なく指名停止等事由報告書（様式第1号）により報告するものとする。

（指名停止の通知）

第9 市長は、有資格業者について第2第1項若しくは第3各項の規定により指名停止を行い、第6第1項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第6第2項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ指名停止通知書（様式第2号）、指名停止期間変更通知書（様式第3号）又は指名停止解除通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 契約検査室長は、市長が前項の規定により、指名停止等の通知をしたときは、各課長等に対し指名停止通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第10 市長は、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

（下請等の禁止）

第11 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が市営建設工事を下請し、又は受託することを認めてはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第12 市長は、有資格業者について指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（市長が管理者となっている一部事務組合が施工する工事の取扱い）

第13 市長が管理者となっている一部事務組合が施工する工事については、市営建設工事の例による。

（補則）

第14 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成14年11月1日から施行する。

2 この要綱の規定は、平成14年11月1日以後に生じた指名回避又は指名停止の措置要件に該当する事由について適用し、同年10月31日以前に生じた指名回避又は指名停止の措置要件に該当する事由については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 2 月29日告示第12号）

- 1 この要綱は、平成20年 3 月 1 日から施行する。
- 2 有資格業者が改正前の市営建設工事に係る指名競争入札における指名停止措置要綱（以下「改正前の要綱」という。）別表第 2 第 1 号から第 7 号までに規定する措置要件に該当する場合で、平成20年 2 月29日以前に当該措置要件に該当することとなったときの措置基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正前の要綱別表第 2 第 1 号から第 7 号までのいずれかの規定に基づき平成20年 2 月29日以前に行われた指名停止の措置に係る改正前の第 4 及び第 5 の特例の適用については、なお従前の例による。
- 4 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）において指名停止の期間中である有資格業者について、施行日以後の組織変更により当該有資格業者の業務を承継した有資格業者があることが明らかになったときは、改正後の市営建設工事に係る指名競争入札における指名停止措置要綱（以下「改正後の要綱」という。）第 7 の規定を適用する。
- 5 施行日前の違法行為等に係る施行日以後の行政指導、行政処分等に基づき指名停止を受けた有資格業者について、当該指名停止を受けた日以前の組織変更により当該有資格業者の業務を承継した有資格業者があることが明らかになったときは、改正後の要綱第 7 の規定を適用する。

附 則（令和 7 年 5 月30日部長決裁）

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2、第 4 関係）

市内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	適用基準	期間
(虚偽記載)		
1 市営建設工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 工事施工着手前に請負者から虚偽の記載について報告があった場合など、請負者の過失が認められるとき。 (2) 工事施工着手前に市から虚偽の記載の指摘を受けた場合など、請負者の過失が大きいと認められるとき。 (3) 工事施工着手後に市から虚偽の記載の指摘	1 月 2 月 3 月

	を受けた場合など、請負者の過失が特に大きいと認められるとき。 (4) 工事施工着手前に虚偽の記載の事実が判明し、故意性が認められた場合など、虚偽記載の原因等が重大と認められるとき。 (5) 工事施工着手後に虚偽の記載の事実が判明し、故意性が認められた場合など、虚偽記載の原因等が特に重大と認められるとき。 (6) 文書偽造、事前共謀その他当該虚偽の記載について明らかに故意性が認められる事実があるとき。	4 月 5 月 6 月
(過失による粗雑工事) 2 市営建設工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。	(1) 工事施工中の損傷事故により粗雑工事が判明するなど、措置要件に該当するとき。 (2) 工事施工中の損傷事故により粗雑工事が判明し、市への報告が遅れるなど、請負者の施工管理上の契約不適合が認められるとき。 (3) 工事施工中に市により粗雑工事が指摘されるなど、請負者の施工管理上の契約不適合が大きいと認められるとき。 (4) 工事完成後の工事検査などにより粗雑工事が判明するなど、請負者の施工管理上の契約不適合が特に大きいと認められるとき。 (5) 完成工期が遅れるなど、当該粗雑工事の影響が重大と認められるとき。	2 月 3 月 4 月 5 月 6 月
3 市内における工事で国、県、公団等又は市が出資している公社等が発注した工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合にお	(1) 工事施工中の損傷事故により粗雑工事が判明するなど、措置要件に該当するとき。 (2) 工事完成後の工事検査などにより粗雑工事が判明するなど、請負者の施工管理上の契約不	1 月 2 月

いて、契約不適合が重大であると認められるとき。	適合が特に大きいと認められるとき。 (3) 完成工期が遅れるなど、当該粗雑工事の影響が重大と認められるとき。	3月
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、市営建設工事の施工に当たり契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 契約条項の違反が判明するなど、措置要件に該当するとき。 (2) 完成工期が遅れるなど、当該契約違反の工事への影響が重大と認められるとき。 (3) 一括下請を行った場合、工事施工に必要な報告を怠った場合など、当該契約違反が市との信頼関係を明らかに損なわせたと認められるとき。	2月 3月 4月
(公衆損害事故) 5 市営建設工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	(1) 安全管理上問題があり公衆物損事故を生じた場合など、措置要件に該当するとき。 (2) 安全管理上問題があり1名の軽傷者を生じさせたとき。 (3) 安全管理上問題があり1名の重傷者又は2名の軽傷者を生じさせたとき。 (4) 安全管理上問題があり2名の重傷者又は3名の軽傷者を生じさせたとき。 (5) 安全管理上問題があり1名の死亡者又は3名の重傷者若しくは4名の軽傷者を生じさせたとき。 (6) 安全管理上問題があり2名以上の死亡者又は4名以上の重傷者若しくは5名以上の軽傷者を生じさせたとき。	1月 2月 3月 4月 5月 6月
6 市内における工事で市営建設工事以外のもの（以下「一般工事」と	(1) 安全管理上問題があり1名の軽傷者を生じさせた場合又は公衆物損事故を生じた場合な	1月

いう。)の施工に当たり安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	ど、措置要件に該当するとき。 (2) 安全管理上問題があり1名の重傷者又は2名の軽傷者を生じさせたとき。 (3) 安全管理上問題があり死亡者又は2名以上の重傷者若しくは3名以上の軽傷者を生じさせたとき。	2月 3月
(工事関係者事故) 7 市営建設工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	(1) 安全管理上問題があり1名の軽傷者を生じさせたとき。 (2) 安全管理上問題があり1名の重傷者又は2名若しくは3名の軽傷者を生じさせたとき。 (3) 安全管理上問題があり1名の死亡者又は2名若しくは3名の重傷者若しくは4名若しくは5名の軽傷者を生じさせたとき。 (4) 安全管理上問題があり2名以上の死亡者又は4名以上の重傷者若しくは6名以上の軽傷者を生じさせたとき。	1月 2月 3月 4月
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	(1) 安全管理上問題があり1名の重傷者又は2名若しくは3名の軽傷者を生じさせたとき。 (2) 安全管理上問題があり死亡者又は2名以上の重傷者若しくは4名以上の軽傷者を生じさせたとき。	1月 2月

別表第2 (第2、第4、第5関係)

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	適用基準	期間
(贈賄) 1 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経	刑法第198条に定める贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	12月

ないで公訴を提起されたとき。		
(独占禁止法違反行為) 2 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	次の(1)から(4)までに掲げる場合等において、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反する事実が判明したとき。 (1) 排除措置命令 (2) 課徴金納付命令 (3) 刑事告発 (4) 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反容疑による逮捕	12月
(競売入札妨害又は談合) 3 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	刑法第96条の6に定める競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	12月
(建設業法違反行為) 4 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 大船渡市の区域 ア 指示処分がなされたとき。 イ 営業停止処分がなされたとき。 ウ 代表役員等が逮捕された場合など、悪質性が大きいと認められるとき。 エ 代表役員等が公共機関発注の事業に関連し逮捕された場合など、悪質性が特に大きいと認められるとき。 オ 一般役員等又は使用人が市発注の事業に関連し逮捕された場合など、悪質性が重大と認められるとき。	2月 3月 4月 6月 8月

	められるとき。	
	カ 代表役員等が市発注の事業に関連し逮捕された場合など、悪質性が特に重大と認められるとき。	9 月
	(2) 大船渡市を除く区域	
	ア 指示処分がなされたとき。	1 月
	イ 営業停止処分がなされたとき。	2 月
	ウ 代表役員等が逮捕された場合など、悪質性が大きいと認められるとき。	3 月
	エ 代表役員等が公共機関発注の事業に関連し逮捕された場合など、悪質性が特に大きいと認められるとき。	5 月
	オ 一般役員等又は使用人が公共機関発注の事業に関連し複数逮捕された場合など、悪質性が重大と認められるとき。	7 月
	カ 代表役員等が公共機関発注の事業に関連し複数逮捕された場合など、悪質性が特に重大と認められるとき。	9 月
(不正又は不誠実な行為)		
5 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 大船渡市の区域	
	ア 業務全般に関する法令違反により行政処分を受けるなど、措置要件に該当するとき。	2 月
	イ 市営建設工事において、財務規則第120条の基準（昭和58年 4 月25日制定。以下「基準」という。）に基づく調査の結果、失格となった場合において、悪質性が大きいと認められるとき。	3 月
	ウ 代表役員等が逮捕された場合など、悪質性が大きいと認められるとき。	4 月

	エ 市営建設工事において、基準に基づく追跡調査の結果、低入札調査時の申告に虚偽の事実が認められるなど、悪質性が特に大きいと認められるとき。	5 月
	オ 代表役員等が公共機関発注の事業に関連し逮捕された場合など、悪質性が特に大きいと認められるとき。	6 月
	カ 一般役員等又は使用人が市発注の事業に関連し逮捕された場合など、悪質性が重大と認められるとき。	8 月
	キ 代表役員等が市発注の事業に関連し逮捕された場合など、悪質性が特に重大と認められるとき。	9 月
	(2) 大船渡市を除く区域	
	ア 業務全般に関する法令違反により行政処分を受けるなど、措置要件に該当するとき。	1 月
	イ 代表役員等が逮捕された場合など、悪質性が大きいと認められるとき。	3 月
	ウ 代表役員等が公共機関発注の事業に関連し逮捕された場合など悪質性が特に大きいと認められるとき。	5 月
	エ 一般役員等又は使用人が公共機関発注の事業に関連し複数逮捕された場合など、悪質性が重大と認められるとき。	7 月
	オ 代表役員等が公共機関発注の事業に関連し複数逮捕された場合など、悪質性が特に重大と認められるとき。	9 月
6 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか代表役員等が拘禁刑以上	(1) 大船渡市の区域 ア 横領罪、傷害罪、公職選挙法違反等により	4 月

の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	公訴を提起されるなど、措置要件に該当するとき。	
	イ 公共機関発注の事業に関連し公訴を提起されるなど、悪質性が特に大きいと認められるとき。	6 月
	ウ 公共機関発注の事業に関連し拘禁刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起されるなど、悪質性が重大と認められるとき。	8 月
	エ ウに加え、明らかに悪質性及び社会的影響が大きいと判断される事実があると認められるとき。	9 月
	(2) 大船渡市を除く区域	
	ア 横領罪、傷害罪、公職選挙法違反等により公訴を提起されるなど、措置要件に該当するとき。	2 月
	イ 公共機関発注の事業に関連し公訴を提起されるなど、悪質性が特に大きいと認められるとき。	4 月
	ウ 公共機関発注の事業に関連し拘禁刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起されるなど、悪質性が重大と認められるとき。	6 月
	エ 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員が公共機関発注の事業に関連し、拘禁刑以上の犯罪の容疑で公訴を提起されるなど、悪質性が特に重大であると認められるとき。	8 月
	オ エに加え、明らかに悪質性及び社会的影響が大きいと判断される事実があると認められるとき。	9 月

様式第 1 号（第 8 関係）

第 号
年 月 日

契約検査室長 様

課長

指 名 停 止 等 事 由 報 告 書

市営建設工事に係る指名競争入札における指名停止措置要綱第 8 の規定により、次のとおり報告します。

有資格業者	住 所	
	商 号 又 は 名 称	
	代 表 者 氏 名	
内 容	工 事 件 名	
	工 事 場 所	
	工 期	
	請 負 金 額	
	措置要件該当項目	
	工事事故等の内容 （日時、状況、発生原因等）	

第 号
年 月 日

様

大船渡市長 印

指 名 停 止 通 知 書

このたび、貴 様 が（の） ① のことは、極めて遺憾であります。

したがって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知します。

今後は、このような事態が生ずることのないよう十分注意してください。

②（今後は、このような事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の
改善措置の詳細について、 年 月 日までに報告してください。）

記

- 1 指名停止の期間 ③
- 2 指名停止の理由 ④

（注）

- 1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 2 ②には、第9第3項の適用がある場合に使用する。
- 3 ③には、指名停止の期間の始期及び終期を記載する。
- 4 ④には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

第 号
年 月 日

様

大船渡市長 印

指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書

年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通知したところではありますが、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知します。

記

- 1 変更前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

第 号
年 月 日

様

大船渡市長 印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通
知したところでありますが、下記のとおり当該指名停止を解除したので通知します。

記

指名停止解除の理由

第 号
年 月 日

課長 様

契約検査室長

市営建設工事請負資格者の指名停止について

下記有資格業者について、（ 年 月 日付け 第 号をもって通知した下記有資格業者の）指名停止（指名停止の期間が変更、指名停止が解除）となりましたので通知します。

記

- 1 変更前の指名停止の期間
 - （1） 住所
 - （2） 商号又は名称
 - （3） 代表者氏名
- 2 有資格業者（指名停止の期間変更）事由
- 3 変更の理由（変更後の指名停止、解除前の指名停止）期間
- 4 （変更前の指名停止期間）